

第6回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年5月18日(水) 午後7時～9時

会場 武蔵野プレイス スペースC

出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、中山委員、向井委員

傍聴者 1名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

(1) 第5回委員会議事録の確認

(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案の検討について
「前文、名称、骨子案」について

(3) 意見交換会について

(4) その他

委員会の日程確認

■議題(1) 第5回委員会議事録の確認

資料1に基づき事務局が説明。

■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案の検討について

「前文、名称、骨子案」について

資料2に基づき事務局が説明。

【委員長】

- ・前文は短いほうがよいが、最低限入れたい項目が5つほど入った。論点を見ると、国際社会との協調がまだ入っていない。それから、市民自治や協働という言葉も、ここにまだ盛り込まれていないのと、商業や文化の発信地というのも、この前文にはまだ入っていないようだが、一応、議論したことが大体盛り込んである。また、差別撤廃条約と基本法が入っている。武蔵野市の動きとしては、環境浄化運動やセンターの運営というあたりでこなせている。学びの場できちんと学習を積んでいくということも入っている。ある程度のものが入っているが、いかがか。順番も少し入れかえた。頭に憲法も入っているのでよい。
- ・「女子に対するあらゆる差別」については、もし前文に入れるのであれば「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と、「女子」は「女性」に直してよい。

【委員】

- ・前文に関しては、大変すっきりして、入れるべき文言がきちんと入っているなという印象だ。4番目の「武蔵野市は市民参加を基本として、市民の高い意識と文化性が反映されたまちづくりを」とあるが、ここの「市民参加を基本」というところを、「市民自治を目指し」としたらどうか。

【委員長】

- ・ここに市民自治や協働というニュアンスがあるのだろう。それを入れることにする。

【委員】

- ・市民参加は基本的なことで、既に根づいていると思うが、市民自治は、目指していくべきものである。また、次の文言の「市民の高い意識」に関して、何が高い意識なのかが少しわかりにくいため、「市民参加の高い」と入れる。また、「文化性」とあるが、「文化性」とは何という感じになってしまうため、「文化の創造発信地としてまちづくりを推進してきました」とすれば、少し具体的なものが見えてくるのではないか。
- ・また、一番最後の文言は、「あらゆる場における教育や学習の果たす役割が重要である」ときちんと言い切っているため、これはよいと思う。「学校」というのが落とされたことは少し残

念だが、前回の委員会で、学校だけではなく幼稚園や保育園はどうするのかといったときに、「あらゆる場」というほうが、包括的なニュアンスがあるからよいという話になり、そこは「あらゆる場における教育や学習」としっかり入っており、よい。

【委員長】

- ・「市民の高い参加意識」か、「市民参加の高い意識」なのか。「市民参加の高い意識」は日本語になっているか。

【副委員長】

- ・「市民の高い参加意識」ではないか。やはり「参加意識」をつけたほうが、日本語としてはすっきりする。

【委員長】

- ・「協働」も欲しいが、「自治を目指し」のところで入れられないか。そうでもないか。それで、「文化の創造発信地」のような感じで、「反映されたまちづくり」というのはよい。「高い意識と文化性」となると、ちょっと並列にするには何かレベルが違うような気がするため、「文化の創造性のようなものが反映されたまちづくりを協働して推進してきました」のような感じなのか。少し文言を練ってもらうことにする。

【委員】

- ・1つ目のところで、「男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきました」とあるが、進められてきたのは取り組みなので、この2つの言葉は近いところにあったほうが、すっきり読める。「日本国憲法においては、平等がうたわれ」の後に、「国際社会における取り組みとも連動し、さまざまな取り組みが進められてきました」と、「連動し」を前に出して「取り組み」を後ろにしたほうが、言葉としてはわかりやすい。
- ・また、「基本法」、「懇談会」や「計画」などは、一々括弧でくくらないほうがきれいではないか。

【副委員長】

- ・多摩市では長い文言には括弧がついているが、必ずしもついていないため、特別な意味がなければとったほうがすっきりする。

【委員長】

- ・では、とることにする。

【委員】

- ・3つ目の「しかしながら」の後だが、2行目に「このことは」というのがあり、その後に、また「これらの問題解決のためには」ということで、多分「このこと」というのは、前にある「多くの課題」だと思うが、言葉が一定しておらず、ちぐはぐになっているため、ここをきれいに直していったほうがよい。

【委員長】

- ・「このこと」や「これら」があるが、少し整理する。

【委員】

- ・「多くの課題」を指すものだろうと思うが、この3つの言葉がすっきり一貫性があるような形でまとめるとよい。

【副委員長】

- ・すっきり、とてもきれいにまとめられているが、3行目のところの「中でも」という「中」は、平仮名のほうがよい

【委員】

- ・最後の「市民一人一人が」に関して、その「市民」というのは、住民票のある市民とは限らないということが後の定義ではわかるが、前文はたくさん読まれる部分だと思うと、「武蔵野市にかかわる一人一人が」として、皆に関係があるのだということアピールしたい気持ちがあるが、ここでは一般的に、「市民」と使うのが慣例なのか。

【委員】

- ・ほかにも「市民」と出てくるため、おそらくそこで変えるなら全部変えることになるのではな

いか。

【委員長】

- ・「社会参加を基本として、市民の高い意識」というところにも使われている。

【委員】

- ・この辺は、ほんとうに住民票のある市民の話かと思うが、一番下のところは、買い物に来ている人も含め、会社に通ってきている人も皆という意味合いがある。おそらく、定義を細かく見ない限りは、ここは住民票のある市民のことだと読まれてしまうのではないか。昼間人口の高い武蔵野市としては、実際は皆の問題であると少しアピールしたい。ただ、こういう言葉については、一般的に、もう定義してあることはあえて言わないのだということであれば、それまでかなとも思う。

【委員長】

- ・もっともなご意見だが、条例の前文の整合性ということからすると、「市民」で通したほうがいいのかも。また何かあれば、起草委員会でもむくともあると思うので、その意見が出たということは、論点で入れてもらう。ほかはおおむね入れたいことはほぼ入ったかなという感じはある。国際社会との協調が入っていないが、最初のほうに「国際社会における取り組みとも連動し」とあるから、そこで使われているということなら、これでもよい。前文はまた次回見ることにする。
- ・名称に関しては、いかがか。前回の話し合いでは、「多様性」や「ダイバーシティ」としてしまうと、男女の条例の趣旨が薄れてしまうということで、入れなくていいだろうということと、入れるとしたら「男女平等」だろうというあたりのところ。また、男女という中に、実はダイバーシティの意味合いも含んでいるということは、定義等で言うということ、ことさら文言は強調しなくてもいいかというあたりがコンセンサスだったが、名称はどうするか。一般的には「男女平等推進条例」なのか、「基本条例」なのか、それとももう少し平たく女性と男性が何々してのような名称もあり得る。いかがか。
- ・推進条例ではなくて、推進基本条例というところもある。ただの「男女平等条例」というのはなさそうだ。やはり推進や基本というあたりが無難なところだろう。いかがか。

【委員】

- ・シンプルに「男女平等推進条例」でいかがか。「基本」というのは、何を意味しているのかわかりにくい。

【委員長】

- ・行政上、「基本」とは何か。

【委員】

- ・何かベースの部分を決めているということだと考える。

【委員長】

- ・そういうことで、いろいろ枝葉ができてもいいということなのだろう。

【委員】

- ・座りがよければ「基本」を入れてもよい。

【副委員長】

- ・「推進基本条例」とする方法もある。

【委員長】

- ・事務局のほうでは、協議会条例案の文体を生かし、ですますに組んでいるが、それによって、である体になるとかたいほうがいいだろうし、ですます体で通せるなら、もう少し柔らかいタイトルにできる。基本的には、「武蔵野市男女平等推進条例」か。もちろんこれでフィックスするわけではないが、一応、仮称をこのようにして、「武蔵野市男女平等推進条例」(仮称)でいってみよう。

【委員】

- ・協議会の条例案では、「参画を推進する」、ここで言う「平等を推進する条例」のような言い方をしているが、協議会でつくったときに何かこだわりなどがあつたのであれば、その流れも

くみたいなという気持ちがある。何かこだわりというか、大事にしていたものがあれば、教えてほしい。

【委員】

- ・やはり男女平等ということには、とてもこだわりを持っていた。共同参画というのはわかりにくく、一般的ではないという考えからそのようにした。また、「参画」という言葉を入れたのは、国の法律や、東京都の条例を参考に、入れたほうが良いと考えた。また、基本ではなく、推進していく条例ということで、「武蔵野市男女平等参画を推進する条例」と書いた。

【委員長】

- ・ですます体の文章にふさわしく、柔らかくすると、「推進条例」よりも「推進する条例」のほうが動きもあり、条例文によく似合うという感じはある。

【委員】

- ・かなり目的がはっきりする。

【委員長】

- ・漢字だけの「男女平等推進条例」というと、どこにもありそうな名称という気がしないでもない。「をする」となると、まだそれほどこういう文章的なところはあまりなく、目立つ感じがあり、武蔵野市らしいという気がするが、いかがか。これについては、前文はですます体で、本文はである体になるといったところにも関係してくる。

【担当部長】

- ・そういった自治体の例もあるようだ。

【委員長】

- ・前任の事務局によると、武蔵野市の法令の担当課の考えでは、ですます体の法律は考えられないという見解であった。しかし場合によっては、前文だけでもですます体にすれば、このタイトルも生きるという感じがする。では、「推進条例」か、「を推進する条例」か、とりあえず2つ、候補で残すこととする。
- ・目的に移るが、基本理念や施策を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするという案でいかがか。先ほどから出ているように男女平等を推進するということなので、男女平等の推進について、基本理念を定めるということで問題ないと思われる。市民、事業者というあたりもよい。また、前から議論しているように、参画や共同は手段であり、目的は男女平等社会の実現ということで過不足はないと思われる。論点の中には、「男女」と書いてあるが、性的マイノリティーへの配慮は定義で規定するため、「男女」はその意味を含んでいるということだ。目的は大変にシンプルでいいかと思うが、いかがか。

【委員】

- ・この「基本理念を定め、市、市民、事業者」の3つでよかったか。その他の団体が入るのであれば、ここに入れるべきではないか。

【委員長】

- ・その他の団体とすると、どこかで定義しなければいけない。話し合いでは、NPOや自治会などその他の団体を「事業者」の定義に入れることになったが、改めて「市民、事業者、その他の団体」と戻すことは可能だ。一応、「用語の定義」のところでは、「事業者」に入っている。

【委員】

- ・小金井市の場合は、「その他の団体」とくり出して、責務も7条に入っている。

【委員長】

- ・小金井市では、NPOや自治会も事業を行っているが、「事業者」というと、何となく会社風のことを思い浮かべるため、「その他の団体」というのをわざと別に出した。定義次第ということもある。ただ、定義に入っている、定義をよく見ない人にとってはわかりにくいので、「目的」のところできちんと書いておいたほうがよいということもあり得る。この辺、いかがか。一度、話し合いはしたが、事業者で含むことを定義しているから、いいと言えればいいのだが。一応、「市民」の定義のところも、「住み、学び、働き、または活動するすべての個人をいいます」ということで、多分、買い物客も含めていいのだろうと思う。「市民」はそのように

入っている。「事業者」は、「市内において事業活動を行う法人その他の団体または個人をいいます」と入っている。

【委員】

- ・特に積極的に分けなければならない理由がなければ、このままでよい。

【委員長】

- ・先ほど言ったように、「事業者」というと会社を思い浮かべてしまうということもあるので、くくり出しをするという考え方もある。

【委員】

- ・それを言うと、「市民」と言えば、住んでいる人を思い浮かべる。「市民」の定義で、そうではない人も含まれますとしているため、いいような気もするが。

【委員】

- ・小金井市の場合は、その辺ははっきり分かれていたが、何か理由があったのか。

【委員長】

- ・事業者は任意団体とか自治会のようなものも入るだろうが、思い浮かべてもらえない場合もあると考えた。特に小金井市の場合はコミュニティも強いほうなので、「その他の団体」とあえて出した。「事業者、その他の団体」とするか、「事業者」にその他の団体も含むと、定義で書いてあるのでよしとするか。もう一度、論点に入れてもらい、起草委員会で考える。

【委員】

- ・文章上のことだが、「市、市民、事業者」と3つを並べるような場合は、どこかで「及び」という言葉を入れるのではないか。

【委員】

- ・そうだ。「及び」や「または」を入れる。

【委員】

- ・その他の団体を入れる場合は、「事業者」の後に「及びその他の団体」と入りそうな気がする。

【委員長】

- ・法律の細かい文言は、後で自治法務課が直してくれるとして、やはり通常入るだろう。ほかにはいかがか。

【委員】

- ・「責務を明らかにする」というのは、具体的に条文で「市、市民、事業者」にそれぞれ責務があるということ、責務の条文で明らかにしているの、そこで誰に責務を課すかということによって、ここで誰の責務を明らかにするのかということが、変わってくる。そのため、「その他の団体」については、特に責務も定めないので、ここだけに「その他団体」と入れても仕方がない。具体的にそちらの責務の条項をどうするかによって変わってくる場所である。

【委員】

- ・武蔵野市は小金井市と同じかどうかは別としても、やはり市民団体はたくさんある。

【委員長】

- ・市民グループはたくさんある。だから、もし含めてしまうなら、もう少しこのところ強調したいし、分けるなら分けて書いてもよい。「その他」をくくり出すかどうかは論点に入れておく。

【委員長】

- ・用語の定義については、「男女平等社会」の定義、「市民」、「事業者」、「性的指向」、「性自認」、あるいは「性別等による差別的取扱い」、DVやハラスメントなどが入っており、まだ埋まっていないものもあるが、実際に本文で使用するかにより、ここに定義しなくてもいいものが出てくる。
- ・「男女平等社会」に関しては、前回も少し議論したが、いかがか。

【委員】

- ・「男女平等社会」の前に、ここで言う「男女」の定義が必要ではないか。

【委員長】

- ・「男女」には性的マイノリティーも含むさまざまな性のありようを含んでいるため、「男女平等社会」の前に、「男女」を定義づける必要があるかもしれない。あるいは、「男女平等社会」の中に、「ここで言う男女は、性的マイノリティーを含みます」と入れるか。

【副委員長】

- ・最初に、「男女が互いに」と入っているのは、とても違和感がある。ただ、全体にもかかわることだが、「性的指向」や「性自認」という言葉が、本文の中にどれくらい出てくるのかという問題と、性的マイノリティーという考え方自体に問題があるのではないか。LGBTというような考え方、これが性的マイノリティーだという形で、性的マイノリティーをある種のカテゴリーに入れて可視化していくような考え方と、それぞれが性のあり方は多様なんだという、クイアのあり方というのは、根本的に背反する考え方で、LGBTに気をつけるというのは、欺瞞ではないか。
- ・そのようなことを考えると、性的マイノリティーという形でくり出すということの問題性も考えなければいけない。また、前回も言ったことの繰り返しになるが、やはり「性別等」のところに、性的指向というとても狭い例示だけが取り出されており、それは性自認も、性同一性障害みたいな言葉も使わず、性別違和という形で、医学的にも、その二分法をやめようということが出ている中では、少しその2つの定義が古いというか、この定義自体は、もちろん定説に載っているが、その定説が問題をはらんでいるのではないか。
- ・そのため、どういう性的指向があるのかとか、どういう性自認があるのかということの詳細するよりは、やはりそういう性の問題があるんだということは書くけれども、それを含んで性というものは多様なんだという言い方をすると、それこそダイバーシティに近づく。ただ、それをどこで書くかということが問題で、少なくとも「男女が互いに」と出てくる前には出てこない、いきなり「男女が互いに」というところから始まってしまうのが問題である。もう一度、「性別等による差別的取扱い」の「性別」という形で、性的指向や性自認を含めた性、性別というのは何かという包括的な定義が必要である。

【委員長】

- ・そのとおりである。

【副委員長】

- ・根幹にかかわることだが、もう少しダイバーシティを意識したような、今日的な形で考えたほうが、後から条例をつくる意義があるのではないか。

【委員長】

- ・そう思う。言葉でくくってしまうと、逆に当たり前だが、私はどこに入るの、ここに入りませんということがあって、実は定義や言葉は永久に与え続けていかなければいけなくなるわけである。おそらく今、LGBTQとか、アセクシャルを含めて、ただでさえLGBTで済んだのが、Qが入り、Aが入り、多分またこれから分類が増えるだろうから、永久に名づけていくしかないわけである。

【副委員長】

- ・そうすると、セクシャルマイノリティーという人がいて、そうでない人はセクシャルマジョリティーだという分断がある。みんながそれぞれ多様に違うんだという形でまとめられるとよいが、難しいか。

【委員長】

- ・それが武蔵野市らしいというか、一番新しいというか、やはりくり出して、「性的指向」や「性自認」と定義化してしまうことの怖さはある。

【委員】

- ・やはり法律である以上は、適用の範囲は明確でなければいけない。そのため、どこまでも広がっていく曖昧なものを、ただ出して、それでおしまいというわけにはいかない。

【副委員長】

- ・私が言っているのは、「性自認」や「性的指向」が、この条例の中でどれくらい出てくるのかということを考えると、ここで定義することの意義がないのではないかということが、まず1

つある。

【委員】

- ・「性的指向」と「性自認」は「差別」にかかっており、何についての差別を取り扱うかというところの範囲を画している。これを入れないと、性別だけの差別の取り扱いを禁止することとなる。

【副委員長】

- ・その性別というのは、性に関するといったときに、「性自認」や「性的指向」も含めて「性別」と私たちは呼んでいる。「性別」、「ジェンダー」という形で呼んでいるというところに持っていきたいということである。要するに、これだけを狭いような形でくくるのではなく、性に関する差別を禁止するということである。

【委員】

- ・そうすると、「性的指向」や「性自認」を入れないで、「性別」というものを定義することにして、その中に多様なものを全部入れるような文言でくくるということか。

【副委員長】

- ・そうである。「性別等による差別的取扱い」の「性別等」に、いろいろこういうものが入るのだという形にしたほうがよい。現状は、異性愛、同性愛、両性愛等の多様性があるとは書いてあるが、かなり狭い形でくり出している。故に、どういう関心が向かうという性的な指向とか、もしくは自分の性に関する性自認であるとか、むしろ細かく説明し過ぎないほうがいいのではないかということである。そういうものを含めて、そういうことに基づいて差別をすることは、性別等に基づく差別的な取扱いであると定義するというのはだめか。

【委員】

- ・それだと、法律の条文としては、定義になっていないのではないか。また、「性別等」で男女にとらわれないさまざまなものを含むとして、その部分を大きく広げた上で、直接差別だけではなく、外形上の差別ではない間接差別も入れると、組み合わせが多過ぎて禁止される項目が無限に広がり、外縁が定まらないことになる。そのため、少なくともどちらかは切らないと、何を禁止しているのか、読んでもわけがわからなくなる。これでは、禁止事項への違反が何かで争われたときに、全て含むということでもいいのか、法としてどうかというところでは、少し問題があるのではないか。

【副委員長】

- ・例えば、性同一性障害のように性別違和を持っている人が、そのことに関して差別的な取り扱いをされたという言い方をするとき、きっちりと「性自認」と「性的指向」をここで定義しているが、そのこと自体は、「性別等による差別的な取扱い」に入っていないのではないか。「性に関するハラスメント」に入れるのか。入れておいたほうがいいのではないか。

【委員】

- ・性別を男女だけにとらわれないように広げることはよい。ただし、何が入り何が入らないのかがはっきりしないことは法としては問題がある。また、その対象を広げながら、差別の種類も間接差別まで広げると、無限に禁止する対象が広がっていき、どこまでが禁止の範囲なのかがわからなくなる。間接差別という狙いはわかるし、確かに結果的に差別になっているようなことで、それはないほうが望ましいものはある。しかし例えば、性別ではないものまで広げたときに、結果的に不利益を生み出しているものが相当多くなってしまい、それでいいのかということが心配である。

【副委員長】

- ・私が言っているのは、性別というものが男女に分けられるというのが、日常世界を生きる人の常識なのだが、それをはっきりと分けられない人がたくさんいるということはどう入れるかという問題である。

【委員】

- ・わかる。では、これではない形で何か書くとして、そこが定義としてきちんと外縁をはっきりさせる必要があることが1つと、「性別等」に多様なものを含んだ上で差別も間接差別まで含

むと、組み合わせが多くなり、実際、それが禁止の対象なのかということを考えてときに、相当な広範囲の中で判断していくのが困難ではないかということである。

【副委員長】

- ・どのような無限な組み合わせがあり得るのが、現実的にはぴんと来ない。

【委員】

- ・性のありようによって、直接ではないが結果的に性的なグループの方たちにとって不利益になる。おそらく男女でもあるだろうが、そうではないものまで含むと、数多く出てくるのではないか。意識していないようなものでも、結果的にはじかれていると感じるようなものは多くあり、性別以外のものに広げるということは私も賛成だが、間接差別も全部入れていくと、「性別等による差別的取扱い」と言われるものの種類が非常に増える上、どこまでの範囲かということもはっきりしなくなってきそうだが、それでいいのかということである。

【副委員長】

- ・その性別というものがどういうものかということ、私たちが自分たちをどう考えるかというジェンダーアイデンティティーと、例えば、男の人の定義として、女性を愛する者が男であるという定義が私たちの常識の中ではある。それはセクシャルオリエンテーションという欲望に向くかによって、その人の性別というものが決められている。性別がどのように決められているか、もしくは医学的に男とも女とも判別しがたいような形状を持って生まれる人もいる。そういうことを含め、性別というものが、性別の外に適用するのではなく、性を分けるというものはどういうことなのかということ、まずきちんと定義し、「性別等による差別的取扱い」の「性別等」というものにこういうものが入り得るのですということを書きたい。
- ・ただ、そこを書くときに、これが性的マイノリティーですという言い方を、マジョリティーとマイノリティーという形で分けたくない。もしくは、性的指向には、これとこれがありますという形で列挙して、それは性的な指向性に含まれるけれども、それ以外のは含まれないという形で列挙するようなことは避けたいということが私の意図である。
- ・そのため、性別以外のものに無限に適用していくというよりは、むしろ性別というものがどういうものなのかということ、きちんと定義したほうがよいのではないか。それが「性別等に関する差別的取扱い」という「等」の中で、「性別等」というものがどういうものかということ、むしろはっきりとさせたほうが良いという意見であり、広げていきたいという形ではない。むしろ、ここでは「性的指向」「性自認」と書いてあるが、これらが条例の中でどう生きてくるのかということ自体があまり見えない。どこにかかっているかが。

【委員長】

- ・先に定義ありきだからわからない。

【副委員長】

- ・定義はされているが、ここの残りでどのように生きてくるか、むしろ見えにくい。

【委員】

- ・おそらく、「差別的取扱い」にしかかからないため、同性愛であるということに基づく差別や性自認に基づく差別があれば、それは禁止されるというところで、法律としては意味があるということか。そのため、「性的指向」や「性自認」というのはなしにして、「性別等」ということを定義するということか。

【副委員長】

- ・「性別等」の中に入れるということだ。

【委員】

- ・では、「性別等」というのを、何らかの形で1回定義するということか。

【副委員長】

- ・そうである。そのときに、これを入れ込んだほうが良いのではないかという提案である。

【委員長】

- ・「男女が互いに」と言うときの「男女」は最初に定義しておく、という先ほどの意見も、そのような趣旨か。

【委員】

- ・そうである。論点のところ、性的マイノリティーも含むさまざまな性のありようと書いてあるが、今の副委員長の議論を踏まえれば、性的マイノリティーも含むということではなく、要するにさまざまな性のありようを含んでいることになる。「性別等」という言葉も議論になっているが、今の議論を踏まえれば、性別という考え方自体が適切でないとも言える。ただ、そういう議論になるとかなり複雑で、今の議論を聞いただけでも、非常にわかりにくい中身を含んでいる。それをわかりやすく条例に表現することは、努力しないと難しい。

【委員長】

- ・この条例の件を引き受けて、一番議論したかったのは、やはりこの問題である。どこまで性の問題を相対化し、多様性を担保することを法律の中で、ある程度の覚悟を決めて議論することが必要だと感じていた。一番根源的な議論である。もちろん男女だけにはしたくないという皆の思いもあるが、ダイバーシティとしてしまうと、男女の条例としての趣旨が薄れてしまうこともある。

【副委員長】

- ・ぼけてしまう。そのため、性別というものが多様でありながら、でも私たちの社会では、一応、男と女ということに暫定的に分けられて、そのカテゴリーに則った上で、性別を暫定的に使うということはある程度あり得るとのことか。

【委員】

- ・ただ、先ほど言われたように、「男女」という言葉にいろいろなものを含めたときに、この男女はいろいろなものが含まれているけれども、これはいわゆる男女のことだといった読み分けは、条文としては難しい。

【委員長】

- ・難しいだろう。女、男の二分を使う限り、男でも女でもない人や、女から男になった人、男から女に性別適合した人々はまだいいが、どちらにも属さない人たちなどもこれからたくさん出てくる。

【委員】

- ・そのため、基本的には多様な性のありようである。そういったさまざまな性のありようの人たちを視野に入れた上で、ここの「男女」という言葉を使う表現はよいのではないか。

【委員長】

- ・そのためにも、やはり最初に男女にはこういうものを含みますということ、**「性的マイノリティー」**という言葉も使わずに何か最初に定義できないかということである。もちろん(6)の「性別等」の中には入れ込むべきものだ。

【副委員長】

- ・取り出した意義が、あまり効いていない。

【委員長】

- ・ただ、先ほどの意見でもあったが、2つの二分法の男女の問題と、広い意味での男女というのは、読み分けや書き分けがすごく難しいかもしれない。

【委員】

- ・あともう一つ、今の議論に絡めて発言しておく、**「間接差別」**という表現で、こういうことはやってはいけませんよという中身があるはずである。直接差別ではなくて、間接差別なんだけれども、こういうことはなくしていきましょう、意識してやめていきましょうという中身があるはずなので、その中身のことを考えた上で、**「間接差別」**という表現を使い込むのかどうなのかということは考えたほうがよい。

【委員】

- ・例えば、男女と言った場合の間接差別というと、例としては具体的にはどういうものが挙げられるのか。別に男女によって異なる扱いを表面上はしていないのだが、不利益をこうむるような基準や慣行は、何があるのか。

【副委員長】

- ・例えば、男女雇用機会均等法ができた後、男女別の人事のコース管理というものが不当となったが、実際は、一般職、総合職という形で管理しており、総合職がほぼ男性で、一般職がほぼ女性である。結果としては性別に関係のない扱いをしているという身振りはしているが、男女の賃金の格差や昇進について激しく差がついてしまっているなど、そういった形での間接的な差別というのはある。

【委員】

- ・どちらかの名字にするなどの例を想定しているのかと思ったが、そういうものでもないわけか。間接差別というものがどういう想定で、ただでさえわからないものに、いろいろな性の多様なものを入れていくと、なおさらわからないが。

【委員長】

- ・圧倒的に男の姓に変えるというのは、間接差別が働いているからとは思いますが、難しい。トランスセクシュアルの人がいいのか、まちの公衆トイレなど、男と女しかないのはいかがなものかと苦情も言えることになる。外国だと、どちらの性別も使っていいよというトイレもあるが。

【委員】

- ・その差別は、市だけではなく、市民も事業者もしてはいけないとなっている。そういうところで、間接差別も入れて、多様な性を全て入れると、何が入って、何が入らないのか、現状では私は全くわからない

【委員長】

- ・それはある。施行後、思わぬ読み方をされて、苦情処理を申し立ててくるケースが出てくるかもしれない。

【委員】

- ・申し訳ないが、ここの部分は非常に専門的な中身であり、今やりとりしていることが、正直言って、なかなかついていけないところがある。ただ、条例なので、先ほどの前文ではないが、我々が市民の立場で読んでみたときに、ここに言わんとしていることがきちんと伝わるような内容になるかということまで話をすべきではないか。今、この世界は急速に揺れ動いて進んでいるため、どの辺までここに載せるかということも考えないといけない。

【副委員長】

- ・例えば、厚生労働省令により、改正法では、先ほど委員長が言った身長、体力要件、転勤経験要件の3項目が間接差別に当たるとされて禁止された。それは、先ほどの転勤というのは総合職と一般職の区別に当たるが、そういう形で法的にも、これは間接差別に当たるので禁止という省令を出しているのだから、間接差別を取り扱ってはいけないということには、必ずしもならないのではないかと。

【委員長】

- ・LGBTの人たちもくくり出すわけではないが、やはりそういう人たちにとって思わぬ間接差別は、おそらく数多くある。

【委員】

- ・それを市だけならまだわかるが、あまねく全員に守らなくてはならないこととして法で課するということは、とても組み合わせが増え、全く收拾がつかないというか、何が当たるのかと言われれば、確かに当たるとも言えるようなことが多く出てくるのではないかと。

【委員長】

- ・常識の範囲内だが、銭湯で男女混浴がないのはけしからんという人がいるかもしれない。当然、「そんなものはだめです」になるが、難しい。

【委員】

- ・これを市民にも全部に課した上で、男女以外の多様なものを含んで、しかも間接も直接もとやっているところもあるのか。

【委員長】

- ・ある。多摩市がそうだ。

【委員】

- ・「性別による」となっており、「性自認」や「性的指向」というものは入っていない。

【委員長】

- ・入れておいて、思わぬものが出たときにどうするか。先ほど提案があったように、もう少し文言を精査する必要がある。

【委員】

- ・検討してもらえればいいが、今のところでは、男女にはさまざまな性のありようを含んでいる。そして、「性的指向」や「性自認」だけを性のあり方の特徴、特性として取り出して、個別に位置づける、意味づけるということはしなくてもいいのではないかということ。それと、「性別等」ということの中に、さまざまなありようが含まれるということと、直接差別と呼ばれるものと、間接差別というものはあるということ。そこは確認しておいてよろしいか。

【委員長】

- ・その通りかと思うがいかがか。これが、できれば男女という定義、あるいは性のありようの定義を最初に持ってきてほしい。また、「性的指向」や「性自認」ということまで決めつけるような形にするのではなく、細かく定義しないことを定義するか。

【委員】

- ・細かくは定義できないというふうに説明するということか。

【委員長】

- ・そうである。

【副委員長】

- ・その後、「男女」と使っていくという言い方にして、使ってよいのではないか。

【委員長】

- ・「以下、男女とする」でいいと思うが、肝心なところであるため、やはり多様に揺れ動いているジェンダーという言葉の定義の相対化や多様化を射程に入れておきたい。

【委員長】

- ・では、定義では、本文でどれほど使うかにもよるが、一応、こういったことが挙がっているということだ。それから、7番目が「配偶者からの暴力等」、「配偶者等から」かな。配偶者とは限らない。

【副委員長】

- ・「等」が入っていない。

【委員長】

- ・それから、「性に関するハラスメント」や「積極的改善措置」、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」といったあたりが書かれているが、もちろん本文でどれほど使うかにもよるが、これも本文と突き合わせながらやっていきたい。また、配偶者等からの暴力やストーカー、交際相手からの暴力を含む「性別等による差別取扱い」は、性自認・性的指向による差別的取扱いを含むため、この辺りをうまく言えるようなものにして、考え方そのものはよいと思う。

【委員】

- ・「配偶者等からの暴力」のところでは、禁止事項のところでは、「親しい男女間の暴力等」となっているが、そこはどうするか。

【委員長】

- ・統一したほうがよい。「親しい」のほうが良い。

【副委員長】

- ・法律婚、同棲など、「親しい」だともう少し外縁が広がる感じがする。

【委員長】

- ・確かに広がる。同性愛の人たちだってDVはあるだろうし。論点と考え方に通じ入っているため、もう一度、この用語の定義はもんでみることにする。次回、間に起草委員会が入るので、何かしら出せばよい。
- ・次に基本理念に移る。7つほど挙がっているが、1つは、個人として尊重される。それから、能力や個性を発揮して、多様な生き方を選択できる。平等に参画できる。ワーク・ライフ・バ

ランス。5番目がリプロの理念で、6番目が国際的な強調と7番目が教育と、理念を7つに分けている。「すべての人が」というくくりにした。

【副委員長】

- ・台東区は「男女が」と始まるが、「互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができる」という文言で、必ずしも妊娠・出産に限っていない。だから、妊娠・出産だけを取り出すのは、妊娠・出産以外に自分たちの性に関する、性的な身体に対するリプロダクティブなものがあるという形で、性と生殖というような言い方がとてもよい。妊娠・出産も生殖に入る。妊娠・出産しないことも含めて権利として認めるということにしたい。「すべての人が性を理解し、性と生殖に関する健康と理解を認め、健康な生活を営む」とすればよいのではないか。

【委員長】

- ・そのほうがすっきりする。

【委員】

- ・「すべての人がそれぞれの性を理解し」になる。

【副委員長】

- ・そうだ。互いの性というより、自分の性をまず理解しないといけない。

【副委員長】

- ・「性と生殖に関する健康と理解を認め合い」になっているが、「認め」でよいか。「生涯にわたり健康な生活を営むことができる」とするのがよい。

【委員長】

- ・「生涯にわたり」を入れよう。
- ・ほか、いかがか。5は大分洗練されたと思うが、4は「調和」か「両立」のどちらがよいか。「調和」がいいか。

【副委員長】

- ・仕事を狭くとると、仕事をしない人もいるし、仕事しない権利というものもあるため、「調和」のほうがよい。

【委員長】

- ・「両立」ではなくて「調和」だろう。7対3の人もいれば、5対5の人もいるということから「調和」がいいかなという気がする。それから、「参画する機会」でよいか。これも論点に入っているが、参画することが保障されること。機会ではない。「参画すること」でいいと思うが。

【副委員長】

- ・機会は用意したが、保障しなかったということもある。

【委員長】

- ・保障しないことは間接差別になりかねない。それから、(2)が「固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消し」の取り扱いについては、「制度や慣行に基づく社会制度」という表現もある。

【副委員長】

- ・原案は、「固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消する」である。

【委員長】

- ・「固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行」のほうがなじむ。

【委員】

- ・そのとおりである。「固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行」がいい。

【委員長】

- ・一般的にはこっちがすっきりする。

【副委員長】

- ・「とらわれることなく」という、この改正案はよい。

【委員長】

- ・それはいいと思う。主語は、「すべての人」か、「男女」なのか。ここはあえて「すべての人」で通すということもあり得る。

【副委員長】

- ・「すべての人が」は、何かとてもいい感じがする。

【委員長】

- ・「すべての人が」が、全部すっきりしている。(7)の教育のところだけ「すべての人が」にならないが、仕方ないか。

【副委員長】

- ・見かけの美しさを追求すると、「すべての人が」と入れてもいいかもしれない。

【委員長】

- ・「その他のあらゆる教育の場において」。ただ、「すべての人が」になると、「取り組みが行われること」という主語、述語が合わなくなる。主語がなくても、これはいいのかもしれない。

【委員】

- ・(6)だが、意味がよくわからなかった。「すべての人が、国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解する」と書いてあるが、これはそうではなくて、国際社会と連動している国内の男女平等の取り組みを認識するということが必要なのではないか。

【副委員長】

- ・どちらがいいか。

【委員長】

- ・「国際社会及び国内における」というのは、「連動して」とも言えなくもない。

【副委員長】

- ・国際的な協調のもとで行ったとき、グローバルスタンダードがすぐれていればいいのだが、国際的に何か男女差別的な慣習が起こったときは、それに従わなければいけないという、論理的にはあり得るが、現実には国際社会から差別が遅れているため、改善しなさいと勧告を受けることが多い。

【委員長】

- ・国際社会との「連動」と言えば「連動」だが、「及び」でもいい気もする。逆に、勧告を受けているのに無視するなど、国内における男女平等の推進の取り組みは、全然国際社会に連動していない部分もある。「理解すること」が大事なのか。

【副委員長】

- ・「取り組むこと」、皆で「推進すること」が大事である。

【委員長】

- ・そうだ。「男女平等にかかわる取り組みを積極的に理解し、推進すること」だ。それがよい。「連動」というのもいいが、「及び」でもいい。「連動」となると、あるいは「協調」か。「連動し、国際的な協調のもとに」か。

【副委員長】

- ・協議会案は、国際社会の男女平等参画の推進が国際社会の協調のもとに行われなければならないと、二重の形になっている。

【委員長】

- ・そうしたら、協議会案の(6)を生かして、とりあえず「及び」にさせてもらう。「男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進すること」は少し直してもいい。起草委員会のほうで、もう一度預からせてもらう。

【委員】

- ・(7)は、生涯学習といえば、学校教育、幼稚園、子供の段階から大人の段階まで含むわけであるが、だとすると、「支える意識の形成」まででよいのか。意識ができて、知識・理解があって、意欲がでてきて、態度に結びつくところまで、ぜひ持っていければ、具体的な行動としてあらわれてくるのでよい。

【委員長】

・アクションというか、ビヘイビアというか。

【委員】

・その辺の言葉をプラスしたい。

【委員】

・意識と態度ということか。

【委員】

・そうだ。「意識や態度の形成に向けた」など入れておいてもいいのではないか。

【委員長】

・行動に結びついて実践してもらおうということがある。その辺を入れて、「意識や態度」とさせてもらう。ほかはいかがか。

【委員】

・この7項目に入れ込むのは難しそうな気もするが、(2)のところに書かれている固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消ということは、基本理念には入らないか。(2)で言っていることは、制度や慣行にとらわれずに、個人は意思と責任によって生き方が選択できるとあるが、その手前に、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行があるわけである。それを解消していくということを、理念のところには書き込めないか。

【委員長】

・本来なら、「すべての人がとらわれることなく多様な生き方を選択し、制度や慣行を解消すること」であり、最終目標は解消なのだが。

【副委員長】

・個人的な生き方になってしまっているということか。

【委員】

・そう。どういう社会にしていくのかというところである。

【副委員長】

・すべての人が固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度、慣行を解消し、個性を發揮し、責任を分かち合うこと。

【委員】

・個人として、そういうところにとらわれずに生きていけるようになるとうことと、制度そのものを変えていこうということを入れたら1つの文章に入れ込むのは難しい。

【副委員長】

・この文章はぎゅっと詰まっている感じがするのでなかなか難しい。

【委員長】

・そうだな。「解消」という言葉はあえて言わず、(2)の結果として解消されるため、一人一人がそれをやるということか。

【担当部長】

・「解消し」と入れてしまうと、では、どうやってそれをやるのだと言われてしまうので、条例としてはそこまで書くのは難しい。

【委員長】

・(2)の結果として、なくなっていくということなら。

【担当部長】

・だんだんそういう形になっていくということか。

【委員】

・そうすると、制度や慣行に基づくといったことを、あえて入れないほうがよいか。そこからフリーになるのだという意味で入れたほうがよいか。何かありきで語ってしまうことが、制度や慣行を認めてしまうような気がするが。

【委員長】

・先ほど文章を入れかえたように、「性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行」にすれば、意識が先にあるということで、意識を変えようという話になるため、制度ありきではなく、意識

ありきにすれば、それほどおかしくはないと思うが。いかがか。

- ・その実践の結果、制度や慣行が解消していくというか、それはまさに男女平等社会の実現である。実現に向けての基本理念だから、これでよろしいか。解消というのは、最終的な目標形態なので、それを目指すために、この7つの取り組みがある。

【副委員長】

- ・男女平等社会を実現するための基本的な考え方である。

【委員】

- ・ここにはプロセスと結果が両方書かれているということである。

【委員長】

- ・そのとおりだ。

【委員】

- ・だから、こういうふうにして推進していきますということと、こういうふうに行うことができますという、両方書かれているから難しい。とりあえずそこまでにしよう。

【委員長】

- ・次に責務に移る。責務に関しては、市と市民と事業者の責務を入れている。
- ・市は、この7つの基本理念に基づいて、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な措置を講じなさいと。それから、市民、事業者、国、地方自治体が関係機関と連携し、協力するというあたりだ。

【委員】

- ・「市民の責務」、「事業者の責務」のところでは、「努めるものとします」となっているが、「市の責務」の、「協力するものとします」の「協力」という書き方が、少し主体性が感じられないと気になった。

【委員長】

- ・これは、「努めるものとします」というのは努力規定で、市の責務では「しなさい」という、ある種強制的な意味合いがあるだろうと斟酌する。一番大事なものは、「必要な措置を講じるものとします」という断定形である。講じる努力をしなさいではなく、講じなければならないということだと思う。「協力」というのが弱いのか。

【委員】

- ・協力というと、何か推進する主体があって、手をかすよみみたいなニュアンスに思えたのだが、そのようなことはないか。

【委員長】

- ・市民、事業者と連携し、協力する。市が率先的にやるというのはもちろんなのだが。

【委員】

- ・「市が」の後、「男女平等を推進するにあたり」の文言を、後ろに持ってきて、「市は、市民、事業者と男女平等を主体的に推進していきます」など、「協力する」という言葉のかわりに述語のように置くというのはいかがかなと考えてみた。「主体的に」は入れないにしても、「連携し、男女平等を推進していきます」などはいかがか。

【副委員長】

- ・協議会案では市に対してかなり強い義務を求めている。

【委員長】

- ・5つもある。あまりやってしまうと縛ってしまうことになるが、市の責務は、措置を講じることと、市民や事業者と連携し、協力するだけではないとも思えるが。

【副委員長】

- ・協力、支援、推進などあるが、いかがか。

【委員長】

- ・まず、推進だろう。理念に基づいて推進する施策は、もう既に言っている。ここは責務中の責務で、そのために必要な措置をここで担保したわけだ。市は差別してはいけないということは基本理念に入っているわけだが、いかがか。

【副委員長】

- ・台東区は、どういう協力をして、何を積極的に推進するといったことが、割と具体的に書いてある。

【委員長】

- ・多摩市は財政上の措置か。財政上の措置は、必要な措置に入るか。でも、書いておくべきか。

【担当部長】

- ・財政的な裏づけがなければ施策は実施できないため、当然それが含まれているという考え方で、あえて書かなくてもよいのではないか。

【委員長】

- ・それは、以前の委員会で聞いた。予算ゼロでということはありません。
- ・ほかはいかがか。

【委員】

- ・市民の立場からすると、せっかく男女共同参画の計画には、協働の文言が残っているため、「協力」ではなく「協働」のほうがありがたい。

【委員長】

- ・前文にもそれらしいニュアンスは入るわけだ。

【副委員長】

- ・渋谷区は「協働」である。

【委員長】

- ・「協働」の、ともに働くはいいと思う。これに直そう。

【委員】

- ・市民の責務のところ、基本理念のところ「仕事の場」と変えていた。ここも同じではないか。

【委員長】

- ・そのとおりだ。

【副委員長】

- ・統一性という意味で同じ方がよい。

【委員長】

- ・「仕事の場」にしよう。あとは、事業者の責務で、先ほどから出ているように、その他の団体を含める、含めないの問題がある。この辺は、今日中には結論は出ないため、起草委員会で、事業者をどこまで含むかは考える。
- ・この責務に関して、ぜひこれだけは加えたほうがよいというものはあるか。

【委員】

- ・協議会で話し合ったときに、市は他の事業者などのモデルになってもらいたいということがあった。協議会案で、「男女平等参画の推進に取り組むとともに、事業者、その他あらゆる団体、個人の模範とならなければなりません」とある。これは禁止事項のような形で書かれているが、努力目標でもいいので、「模範となるよう努める。」といった文言が入ると、やはり武蔵野市は市が率先してやるんだという強い姿勢のようなものがアピールできるのではないかと思うし、それぐらいの気概がないと、なかなか進まないのではないか。
- ・女性の管理職を登用や、育休者の拡大など、努力はしているようだが、もっと市民にわかるような形で、そういった模範的なことを見せていけるような市になっていくと、新しい武蔵野市のいいところが出てくるのではないか。
- ・市がそれだけやっていれば、事業者としてもやらざるを得ないところがあるのではないか。いかがか。

【委員長】

- ・市だからできるんだと言われるかもしれないが、いずれにしても論点の中に、モデルとなるよう努めるといったことが入れられないかどうか、これも論点に加えておいてもらおう。
- ・あと、7の禁止事項に暴力やハラスメント、差別的取り扱いが一切ここに入っており、主語が

「すべての人は」であるため、市、市民、事業者、ともにかぶってくる。そのため、6の責務に禁止事項を入れなかったわけだが、これは外に出すということによろしいか。

【委員】

- ・このほうがよい。

【委員長】

- ・「性に関するハラスメント」は、いろいろ入るということで、どこかで定義してもいいということで、「性に関するハラスメント」と広めにしている。

【委員】

- ・定義のところでは、「配偶者からの暴力」となっている。

【委員長】

- ・先ほど、「親しい男女間」に直そうとなっていたので、「親しい男女間」で統一される。
- ・本日は、7の禁止事項まで皆さんのご意見をいただいたということで、また論点と考え方を加えてもらいつつ、間に、起草委員会が入るため、起草委員会でもんだ後、これをもう一度整理したものを改めてお示しする。

■議題（3）意見交換会について

【事務局】

- ・推進委員会委員長と協議した結果、意見交換会を開催したいと考えている。

■議題（4）その他

○日程について

第2回起草委員会：5月24日(火)19～21時、武蔵野プレイス スペースD

第7回条例検討委員会：6月15日(水)19～21時、武蔵野プレイス フォーラムA

第8回条例検討委員会（推進委員会との意見交換会）：7月11日(月)19時～21時、
武蔵野プレイス フォーラム

第9回条例検討委員会（市民との意見交換会）：7月29日(金)19時～21時、
スイングビル スカイルーム

— 了 —